

ユニフォーム 広告規程見直しについて

「ユニフォーム広告の面積」について下記の通り改定します。

2025年4月1日より

・改定の理由

ユニフォーム製作費等のチーム活動財源を各チームが独自にスポンサーを探し、広告露出により得るケースが近年増え続けている中で、2013年以降ユニフォーム広告に関する規定を見直しておらず、チームが多くのスポンサー獲得活動ができないだけでなく、協賛に対する十分なメリットをスポンサーに提供できていない為。

・現状規程(競技要項 2024 年度版 p.68 抜粋)

広告の表示

- (1) ユニフォームにチームスポンサー名または商品名・商標・ロゴマークをユニフォーム（ジャージ、ショーツ）及びトレーニングウェア（以下ユニフォーム等とする）に付けることができる。
- (2) ユニフォーム等に広告表示を希望するチームは、スポンサーの名称、業種および広告の内容について、事前に当該チームが所属する都道府県協会に申請し、その承認を受けたのち、JVA に申請し承認を得なければならない。ただし、Vリーグ参加チームがVリーグ機構より許可を得ているものについてはこの限りではない。
- (3) 前項の申請は、JVA 所定の申請書に、体裁、デザイン、ロゴ、色彩等の必要事項を記入の上、当該チームが所属する都道府県協会を経由して JVA に提出しなければならない。
- (4) ジャージにつける広告はチームネームより小さく、チーム名や競技者番号等の識別が可能なものとする。
- (5) 広告の個数の制限はしないがトータル 380cm^2 を超えてはならない。
- (6) 広告の表示は、チーム全員が同じものでなければならない。

・改定内容

- (5) 広告の個数の制限はしないがトータル $1,000\text{cm}^2$ を超えてはならない。

広告の面積制限を 380cm^2 から $1,000\text{cm}^2$ へ引き上げる。（2025年4月1日より）

（2025年4月1日以降使用予定のユニフォームについては、即時申請を受け付けます。）

【ゲームシャツ前後合計で $1,000\text{cm}^2$ の広告を入れたイメージ】



